

地域の教育力の活用について

1 地域とともにある学校づくりを巡る動き

- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、子どもたちの規範意識等に関する課題に加え、学校が抱える課題は複雑化・困難化している。
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。
- 平成 29 年 3 月に公示された新学習指導要領においても、「社会に開かれた教育課程」として、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくことや、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること、などが求められている。
- このような中、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、これまで任意設置であったが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正（平成 29 年 4 月施行）され、その設置が努力義務とされた。

2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営協議会の下、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みのこと。
- 学校と地域がパートナーとして連携・協働するためには、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体になって子どもたちを育てていくことを目指し、平成 16 年度から制度がスタートした。

<学校運営協議会の機能>

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること※

※ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、どのような事項を教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとなった。

<学校運営協議会導入の主なメリット>

①組織的・継続的な体制の構築

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協議体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」である。

②当事者意識・役割分担

学校運営協議会や熟議を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。

③目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができる。

3 県内の地域とともにある学校づくりの状況

(1) コミュニティ・スクールの設置状況

	公立 幼稚園	公立 小中学校	高等学校	計
国制度による コミュニティ・スクール	2園 (1町)	67校 (14市町)	3校 (1県)	72校園 (14市町1県)
国制度によらない コミュニティ・スクール	—	41校 (2市町)	—	41校 (2市町)
計	2園 (1町)	108校 (16市町)	3校 (1県)	113校園 (16市町1県)

参考：全国では、3,600校がコミュニティ・スクールを導入（H29.4.1現在）

11道県 367市区町村 3,600校

幼稚園・・・・・・・・・・ 115園

小学校・・・・・・・・・・ 2,300校

中学校・・・・・・・・・・ 1,074校

義務教育学校・・・・・・・・ 24校

中等教育学校・・・・・・・・ 1校

高等学校・・・・・・・・・・ 65校（11道県立59校+5市立6校）

特別支援学校・・・・・・・・ 21校

全国の小中学校、義務教育学校のうち、11.7%で導入

(2) 学校支援地域本部[※]の実施状況（平成29年度予定）

実施市町	公立 幼稚園	公立 小中学校等	計
14市町	29園	265校	294校園

※ 学校支援地域本部は、学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

学校支援地域本部の学校支援の取組は、コミュニティ・スクールの設置の基盤となるとともに、設置後も大きな役割を果たしている。

4 本県の地域とともにある学校づくりに関する取組とその成果

(1) 取組とその成果

<取組①>

- 中学校区の小中学校の校長、幼稚園の園長、学校運営協議会委員長、地域コーディネーターが委員となって、「中学校区ネットワーク委員会」を開催。

「校区で目指す子ども像」、「15歳の目標の共有」「校区幼小中学校園の連携と一貫した教育活動の推進」を重要事項として協議を行った。



中学校区ネットワーク委員会
(鈴鹿市)

(成果)

- 小中学校の管理職、コミュニティ・スクール担当職員、学校運営協議会委員等を対象としたアンケートによると、コミュニティ・スクールの導入により「学校の取組を積極的に情報発信することができた」、「地域が学校に協力的になった」、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」、「特色ある学校づくりが進んだ」などで肯定的な回答が多く得られている。

<取組②>

- 学校運営協議会の中に「行事」「安全」「環境」の三部会を設定し、活動計画を策定。

活動計画に沿って、保・小・中合同運動会、老人ホーム訪問による太鼓や竹琴の演奏披露、登下校見守り隊の実施、稚アユの放流などの活動を行うとともに、これらの活動を通じて子どもたち一人ひとりにどんな力がついたか学校運営協議会を通じて関係者で確認をした。



合同運動会 (紀北町)

(成果)

- 運動会を学校と学校運営協議会が共催する形で行い、保護者のみならず地域の方々も多く集まる活動となった。運動会や老人ホーム訪問での演奏披露等を通じ、大勢の人の前で自分たちを表現し、認めてもらうことで子どもたちの自信に結びついている。
- 子どもたちへの「地域での活動は楽しいか」という質問で、8割以上の肯定的な評価が得られている。

<取組③>

- 大学生サポーターによる授業アシスタントや地域の会社等での職場体験、地域で活躍する先輩の講話など、地域の方の協力を得た教育活動が行われた。
- 生徒の基礎学力の定着などを図るため、教員OBなどをサポーターに迎え、夜間に子どもたちが勉強できる場(ナイトスクール)を用意した。



ナイトスクール (津市)

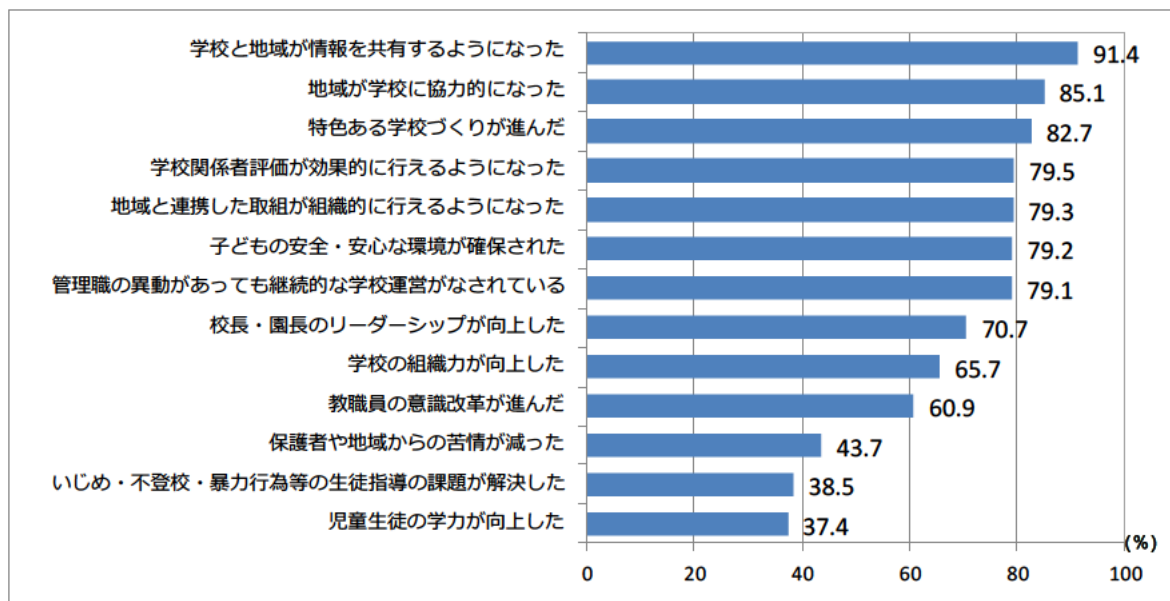
(成果)

- 子どもたちや教職員が、親でもない教職員でもない人たちと協働し触れ合っていく中で、子どもたちが挨拶をしっかりとできるようになったり、学力の向上を実感できるようになった。また、教職員の負担も軽減されるなど、子どもも大人も達成感を感じることができ、学校も落ち着くようになった。
地域の人たちからも「子どもたちに触れ合うことで生きがいを感じるようになった」という声があがっている。
- ナイトスクールでは、子どもたちから、「学校では質問しづらいことを聞くことができうれしい」、「サポーターと一緒に考えてもらってわかるようになってうれしい」などの声があがっている。

(2) 課題

- ・ 目指す子ども像や子どもにつけたい力について、学校と地域で更に議論を重ね、共通理解を図っていく必要がある。
- ・ 教職員・保護者・地域住民それぞれの役割を整理して、それぞれの立場を生かした効果的な支援ができるようにする必要がある。
- ・ 既存の団体（PTA、子ども会等）との効果的な連携のあり方を考える必要がある。
- ・ 学校運営協議会委員や学校支援ボランティアなどの人材が限られている現状があるので、取組を継続的、効果的なものとするため、人材確保・育成を進める必要がある。

参考：コミュニティ・スクールの成果（全国）



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」（平成 27 年度文部科学省）

5 県教育委員会の取組

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことは、特色ある学校づくりや地域と密着した教育活動を通じた子どもたちの健やかな育ち、さらには地域力の向上にもつながるものであり、コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの更なる推進に向け、県教育委員会として以下のような取組を実施する。

- (1) コミュニティ・スクールの導入に向けた各市町の課題に応じたアドバイスや現状の取組を更に改善・充実するための好事例の紹介など、市町等教育委員会と連携して、以下の取組を実施する。
 - ① 「地域とともにある学校づくりサポーター」の派遣
地域とともにある学校づくりの仕組みの導入や取組の充実に向けた学校への助言や、保護者、地域住民等を対象とした研修会の講師として派遣する。
 - ② 「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催
市町等教育委員会事務局担当者が、地域とともにある学校づくりの取組の成果や課題等の交流を行うなど、地域とともにある学校づくりを一層推進するための方策を協議する。
 - ③ 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」の開催
地域とともにある学校づくりに向けた取組の一層の充実を図るため、市町等教育委員会事務局の職員、社会教育関係者（社会教育委員や公民館の講師等）及び学校教育関係者（コミュニティ・スクール関係者等）を対象に、先進的な取組や県内の実践事例等の交流などを行う。
 - ④ 学校支援地域本部の取組への支援を通じ、コミュニティ・スクールへのステップ・アップを促進。
- (2) (1)に加え、コミュニティ・スクールの努力義務化を受けて、設置を促進するため、今年度さらに以下の取組を実施する。
 - ① 市町担当者等を対象にした説明会を開催。文部科学省から担当者を招へいし、法改正の趣旨やコミュニティ・スクール導入のメリットなどについての説明を行う。(6月28日)
 - ② コミュニティ・スクール未導入の市町を個別に訪問し、法改正の趣旨やコミュニティ・スクール導入のメリット、県の支援策等について説明を行い、導入への理解を促す。(9月中)